

環境について考えよう

6月は「環境月間」です

日本では6月を環境月間、6月5日を環境の日、世界では6月5日を世界環境デーと定めています。皆さんも地球温暖化・不法投棄の防止・環境美化活動などを通して、地球にやさしいまちづくりを実践しましょう。美しい地球を次代につなぐためにできることから始めてみませんか。

📞 問い合わせ 環境課
(清掃センター内、☎62-2823)

＼グリーンライトアップキャンペーン／

環境の日に合わせて富岡製糸場の煙突を緑色にライトアップします。ライトアップ中は閉場時間のため、場外からご覧ください。

📅 6月5日(日)、午後7時～9時

空き地などの適正管理をしましょう



春から夏にかけて空き地などでは、雑草や樹木が急激に生い茂ります。放置すると害虫や火災発生の原因となる他、ごみの不法投棄や、見通しが悪くなり交通事故につながるなど、周辺的生活環境の悪化を招きます。このような事態を起こさないためにも、所有者や管理者は、除草・樹木の剪定・伐採など定期的な管理を心掛けましょう。

●ハンマーナイフモア・チップパーを貸し出しています

空き地などの適正管理やごみ減量化のため、雑草の草刈りにハンマーナイフモア(自走式草刈機)を、剪定した枝のチップ化にチップパー(剪定枝等粉砕機)を貸し出しています。

📅 4日間 📄 無料(運搬・燃料費、保険料などは利用者負担)

所▷清掃センター▷各公民館(富岡・七日市・小野・妙義東部公民館を除く)▷妙義児童館



ハンマーナイフモア



チップパー

●刈り草・剪定枝のごみの出し方

刈り草 袋に入れて可燃ごみの日に集積所へ(1回につき45ℓの袋2袋まで)
剪定枝 直径10㎝以下・長さ60㎝以下を約30㎝に束ねて1セットとし、可燃ごみの日に集積所へ(1回につき2セットまで)

日曜日にコンポスターを貸し出します

環境月間に合わせて、コンポスター(生ごみ処理容器)を貸し出します。

📅 6月26日(日)、午前9時～10時

所▷清掃センター

対▷市内在住で、過去5年間に貸し出しを受けていない人

申▷名前・住所・電話番号・希望数(2基まで)を明記して、電話・メール(☎kanky@city.tomioka.lg.jp)・右記二次元コードのいずれかで、環境課へ。



不法投棄にご注意を

不法投棄されたごみは、投棄した人が特定できない場合、土地所有者が片付けることとなります。雑草が生い茂った土地や人目につかない場所は、特に不法投棄されやすい傾向にあります。自分の土地にごみを捨てられないよう、定期的に草刈りや見回りなどの対策をしましょう。

問▷環境課▷産業廃棄物110番(☎0120-81-5324)▷西部環境森林事務所廃棄物係(☎027-323-5530)



📞 問い合わせ 税務課
(☎内線1175・1176)

市・県民税のしくみ

市・県民税=均等割+所得割

市・県民税は、「均等割」と「所得割」から成り立っています。

●均等割=個人が所得金額にかかわらず、等しく負担するもので年額5,700円です。
※控除が基礎控除のみの場合、年間の給与収入93万円、年金収入148万円、事業主の場合は所得38万円を超える人にかかります。

●所得割=所得金額に応じて負担するもので、前年中の課税標準額*1に税率を乗じた金額となります。税率は全国一律10%です。(調整控除などの税額控除は、所得割から差し引かれます)

※1 課税標準額とは、課税の基となる所得のことです。
課税標準額=所得-控除

check! ◀詳しくは、市ホームページをご覧ください。

6月 納期の税

夜間納税窓口

日時 6月27日(月)、午後5時
15分～7時
場所・問い合わせ
納税課(行政棟1階、☎内線1186・1187)

納期限は **6月30日(木)**
市・県民税 第1期

市・県民税は、前年分所得に対する年末調整や確定申告などの内容に基づいて税額を計算しています。納税通知書を6月中旬に郵送しますので、期限内に忘れずに納付してください。期限を過ぎると延滞金がかかります。

納税通知書を発送します

※期限内納付を忘れずに

税金

市・県民税

事業主の皆さんへ

※特別徴収実施のお願い

給与所得者の市・県民税は、地方税法の規定により特別徴収の方法で納めることとされています。

特別徴収は、毎月の給料から差し引くため、年4回で納める普通徴収に比べて1回当たりの納税額が少なく、給与所得者には納めやすい制度です。手続きをしていない事業主の皆さんは、従業員の納税負担軽減のためにもご協力をお願いします。

●普通徴収から特別徴収へ変更する場合は、速やかに届け出てください。

確定申告の申告期限の個別延長の適用を受け、市・県民税の税額の計算が当初課税に間に合わない場合、普通徴収は第2期、特別徴収は7月期以降に税額を変更します。

募集 税務職員を募集します

受験資格

令和4年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および令和5年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの人

試験日 一次試験=9月4日(日)

試験の程度 高等学校卒業程度

申込方法

6月20日(月)～29日(水)に、右記二次元コードから申し込み

※受付時間は午前9時から



📞 問い合わせ 関東信越国税局人事第二課
(☎048-600-3290)

年金受給者の人に 統合通知書が送られます

「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」が一体となった統合通知書が毎年6月に日本年金機構から送られます。各種手続きに必要な場合があるので、大切に保管しておきましょう。

▶年金額改定通知書

改定された年金額をお知らせ・証明するはがき

▶年金振込通知書

金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人に、6月から来年4月までの年金振込額や振込先、年金から特別徴収される保険料額などをお知らせするはがき

📞 問い合わせ 国保年金課(☎内線1127)
高崎年金事務所(☎027-322-4299)